

小中学校事務担当者 様

福井県児童・女性相談所
社会的養育課

里親委託措置費について

里親委託措置費について、以下のとおり補足します。
不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

1. 教育費（教材費）

教材費徴収証明書を作成してください。教科書に準ずる教材や遠足にかかる経費等の他、日帰りの校外学習、遠足にかかる費用が対象となります。
対象外となるもの…名札・ゼッケン・生徒手帳・PTA会費・積立金・学年通信、スポーツ振興センターの掛け金

※印刷費、児童会費、特別支援の学級費も対象外です。

2. 教育費（通学のための交通費の実費）

交通費徴収証明書を作成してください。
スクールバス等の経費が対象です。

3. 部活動費

部活動費徴収証明書を作成してください。
学校が里親から徴収した金額が対象です。

4. 学校給食費

学校給食費徴収証明書を作成してください。
保護者に2か月分まとめて徴収する場合も、証明書は月ごとに作成してください。

5. 見学旅行費

修学旅行参加証明書を作成してください。

6. 夏季等特別行事費

宿泊がある行事に参加したときに、参加証明書を作成してください。